

# 「森林カーボン・オフセット制度」(仮称)

(環境副大臣 吉野正芳イニシアティブより)

## 「森林カーボン・オフセット」の認証

### 第三者認証機関

森林整備団体等  
(自治体、森林組合等)

認証

個人、企業、自治体等

森林吸収量・排出削減量

「森林カーボン・オフセット」

¥ 森林整備費

一定の基準を満たす「森林カーボン・オフセット」を  
第三者認証機関で認証し、取組を推進

## 貢献分を個別に公表

「森林カーボン・オフ  
セット」による寄与分  
の合計量( t-C)

「森林カーボン・オフセット」を行っ  
た企業等の名称とともに、当該企  
業等が貢献した吸収量・削減量も  
企業等別に公表 ( )

## 森林整備等による吸収量・削減量の認証基準の策定

「カーボン・オフセットに用いられるVERの認証基準に関する検討会」(環境省)において、国内における森林整備等による吸収量・削減量の認証基準を速やかに策定(年内)

- ・新規植林、森林経営による吸収量
- ・化石燃料から森林バイオマス燃料(木質ペレット等)への燃料転換による排出削減量

## 「森林カーボン・オフセット」を推進するネットワークの設立・活用

林野庁や山村再生支援センターと連携しつつ、森林組合、企業、自治体、NPO/NGO等のネットワーク化を促進し、「森林カーボン・オフセット」の普及に向けた全国運動の展開やシンポジウムの開催を行う。

( )カーボン・オフセットによる森林吸収量クレジットについては、国とのダブルカウントとならないよう、その取り扱いについて今後検討。